



TITLE:

<論文>「子ども」にとっての生活保護という経験 --生活保護受給世帯で育ったある若年女性の生活史調査から--

AUTHOR(S):

長澤, 敦士

CITATION:

長澤, 敦士. <論文>「子ども」にとっての生活保護という経験 --生活保護受給世帯で育ったある若年女性の生活史調査から--. 人間・環境学 2021, 30: 31-45

ISSUE DATE:

2021-12-20

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/274767>

RIGHT:

©2021 京都大学大学院人間・環境学研究科

「子ども」にとっての生活保護という経験

——生活保護受給世帯¹⁾で育ったある若年女性の生活史調査から——

長澤 敦 士

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生人間学専攻

〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 「子ども」にとって「生活保護を受給する」ということはどのように経験されるのか。本稿では、「子どもの貧困の経験」という視座から、生活保護受給世帯で養育された若年女性の生活史を分析の対象として、「子ども」にとって「生活保護を受給する」ということが人生の中で、どのように意味づけられているのかについて検討した。そこで、本稿では「生活保護を受給する」ということに付随する経験として、①ケースワーカーによる家庭訪問と②生活保護費の活用という出来事に関する語りに焦点を当てた。①の出来事に関する語りの分析からは、ケースワーカーによる家庭訪問は「子ども」にとっては他の訪問者と同じ位相で意味づけられていた。そこでは、ケースワーカーという存在は他の訪問者と同じように、自分たち親子の生活のしんどさを助長する〈敵〉として意味づけられる場合があることが明らかになった。②の出来事に関する語りの分析からは、生活保護費を含む家計の〈やりくり〉を保護者ではなく、「子ども」が担っている場合があることが明らかになった。この出来事に関する語りからは、その家計の〈やりくり〉を通じて「子ども」は自分の意味世界において、家族内における親に対する自分の優位性を正当化するための語りの資源となっていることが明らかになった。しかし、このように家計の〈やりくり〉をはじめとしたケアする存在としての自分を通じた「子ども」の自立性は、「子ども」が社会的に孤立する側面も合わせ持っていることが示唆された。考察では、子どもの貧困に関する研究において生活保護制度を「生活保護を受給する」ということとして、「子どもの貧困の経験」の一部として捉え、子どもの貧困の研究における分析対象の主題として用いることがどのように貧困の中にある子どもの生活に対するより豊かな理解を可能にするのかということを示唆した。

0. はじめに

日本では、2000年代後半から「子どもの貧困」が関連書籍（阿部2008、山野2008など）の刊行やテレビ等のメディアで取り上げられたことをきっかけに社会問題として認識されるようになった。そこでは、主に「貧困の連鎖」あるいは、「貧困の世代的再生産」と呼ばれる現象に焦点が当たって報道された。研究者の側もそれに呼応するように、その課題解決に向けた研究や調査を実施してきた（青木2003、阿部2014、日本財団子

どもの貧困対策チーム2016、道中2016など）。その一方で、貧困の中にある「子ども」の生活に焦点を当て、彼らの生活世界や意味世界を描き出すことで、「子ども」にとっての「貧困」を解明しようとする研究も蓄積されつつある（小西2003、西田2012、林2016、知念2018など）。いずれの研究においても、「子どもの貧困」に焦点を当てた研究に登場するインフォーマントの多くは、生活保護を受給している世帯の子どもやひとり親（とりわけ母子世帯）世帯の子どもである。このことは、生活保護を受給しているか否かという点とひとり親であるか否かという点がイン

フォーマントの選定基準として、すなわち当該の子どもが「貧困」であるか否かを判断する際の指標として用いられているということの意味している。それにも関わらず、これまでの「子どもの貧困」に関する研究においては、生活保護を受給していることへの言及はインフォーマントの選定基準のそれで終始しており、そもそも子どもが生活保護制度とどのように付き合っているのかについての論及はされていない²⁾。それゆえ、生活保護制度が世帯「内」でどのように利用されているかという点について、どのような視点から、どのような課題について調査をすればいいのかという調査上の課題について見えにくい状況にある。また、「子どもの貧困」に対する社会的関心の高まりに応じて、さまざまな対策および諸制度が制定／施行されている。そうした中で、今日、生活保護制度およびそれに関連する諸制度の対象者が「子ども」にまで及ぶようになっている。このような状況を鑑みたと、生活保護制度やそれに関連する諸制度も「子どもの貧困の経験」を構成する1つの要素になっていると言える。そこで、本論文では筆者が3年ほど前から継続的に行っているある若年女性（仮名：ユナさん（インタビュー当時18歳～21歳））への生活史調査から「子どもの貧困」を主眼においた研究で、生活保護制度を「子ども」との関連の中で調査や研究をすることになったときに、どのような調査や研究の方向性が考えられるかという点について検討することを目的とした。

本論文では、はじめに、本論文において、「子ども」と生活保護制度に焦点を当てることの研究的意義を先行研究のレビューを通して確認する（第1章）。そのうえで、本論文がよって立つ視座について説明する（第2章）。そのあとで、本調査の概要を説明し（第3章）、ユナさんの生活史の分析を行う（第4章）。最後に、ユナさんの生活史から明らかになった点を踏まえ、今後の「子どもの貧困」に関する研究における生活保護制度との向き合い方を提示する（第5章）。

1. 先行研究レビュー

本章の目的は先行研究レビューを通して、本研究の研究上の位置づけを確認しながら、本論文の主題である「子どもにとっての生活保護という経験」を取り扱うことの意義を明確にすることである。はじめに、日本における生活保護制度に関する研究をレビューし、次に、貧困の中にある「子ども」の研究において、当該の子どもや若者の「経験」に焦点を当てた研究をレビューする。その上で、両者の研究においてどのような課題が浮上しているのかを指摘する。

1.1. 生活保護制度に関する研究

生活保護制度とは、日本における公的扶助制度のことである。その目的は、最低限度の生活保障と自立の助長にあるとされている（生活保護法第1条）。同制度は、生活保護法第1条～第4条に規定される4つの基本原理（①国家責任の原理、②無差別平等の原理、③最低生活の原理、④保護の捕捉性の原理）に基づいて、解釈および運用が行われている。また、同制度においては、①申請保護の原則、②基準よび程度の原則、③必要即応の原則、④世帯単位の原則に基づいて保護が実施されてきた。このような生活保護制度を対象にした研究の多くは、同制度の制度設計に焦点を当てた研究である。その代表的なものに、副田（〔1995〕2014）による一連の研究成果がある。副田（〔1995〕2014）は、生活保護制度に関する歴史を形成期と展開期、さらには変動期に分類し、それぞれの時期において、当時の厚生省の官僚の回顧録から同制度の歴史の変遷を明らかにした。同じく、制度設計の社会的な関心による研究では、牧園（1999）による生活保護制度における世帯分離に着目した研究もある。牧園（1999）は生活保護制度を「生存権の保障をめざす政策であり経済保障という基本的機能を持つが、生活保護法の第10条で世帯単位の原則を規定するとともに、第4条では親扶養優先を規定しており、家族法を前提とする政策でもある」（牧園1999, p.3）という前提に立ち、家族政策の1つとしての生活保

護制度の歴史の変遷を描き出したうえで、その運用について事例研究を実施している。近年では、「子どもの貧困」に対する社会的関心の高まりを受けて生活保護制度を「子ども」との関連で議論しようとする論考も提出され始めている。例えば、土（2006）では自身のケースワーカーとしての実践の中で出遭った被保護世帯の事例の検討を通して、「子どもの視点」に立ち、「貧困の再生産の抑止」を目的とした生活保護制度の再構築の重要性が主張されている。最近では、「子ども」の就学や進学との関連において、生活保護制度のあり方をめぐる動向を整理した研究もある（山口2020）。

このような制度設計への関心とは別に生活保護を受給している／受給していた大人に焦点を当て、当該の人々が生活保護制度の中で、生活保護制度との関連で自身の「生活」をどのように意味づけているのかという点を明らかにする研究もある。その代表的なものに、三宅（2017）がある。三宅（2017）は生活保護制度を利用している有子世帯の養育者（計14世帯16名）に対してインタビュー調査を実施し、その養育者の「自立」の解釈を明らかにした。そこでは、当該の養育者はそもそも「自立」を「経済的自立（保護廃止）」として解釈していて、かつ、その意味における「自立」の状態を「のぞましい」「目標」や「理想」として解釈していたことが明らかにされた。また、当該の養育者は「生活保護制度の利用＝依存」を「権利」の行使としてではなく「恩恵」とみなしていた点も明らかにされた。

1.2. 子どもにとっての「貧困」に関する研究

一方で、日本における貧困の中にある「子ども」に関する研究においては、近年において、貧困層や生活不安定層、生活困難層にある子どもや若者に焦点を当て、彼／彼女らがこれまでの経験やいまの生活をどのように捉えているのかを明らかにしようとする研究が蓄積され始めている。具体的には西田（2012）、林（2016）、知念（2018）の研究が挙げられる。それぞれ、貧困の中にある子どもや若者への継続的なインタビュー調査から彼／彼女らにとっての「貧困」の経験を明らかにしようとしている。これらの研究において、生活

保護受給世帯で養育されている／されていた子どもや若者が登場するものの、当該の子どもや若者が生活保護とどのように付き合っているのかという点についての具体的な分析が行われているわけではない。すなわち、これらの研究において生活保護制度は当該の子どもや若者の生活を分析する際の主題にはなっていないのである。

それでも、冒頭の関心から「生活保護を受給する」ということが「子ども」の生活にどのような影響を与えているのかという点について「子ども」の視点から明らかにしようとしている研究として小西（2003）と松村（2020）が挙げられる。小西（2003）は、北海道内に住む6名の生活保護・低所得世帯の子どもへのインタビュー調査を実施し、「子どもたちの意識・思いを聞き取り、世帯が低所得であること、そして家族の『脆弱さ』（fragility）がいかなる形で子ども自身の問題となって出現しているのか」（小西2003, p. 87）を明らかにした。その中で、「生活保護制度は、所得保障、高校進学保障という意味では一定の効果があると思われたが、やはり子どもにとってもスティグマを感じさせるものであった」（同上, p. 107）ことが指摘されている。また、松村（2020）は、計21名の生活保護受給世帯の子どもへのインタビュー調査から、SNS等で繰り広げられる生活保護バッシングを「子ども」自身がどのように認識し、どう向き合っているのかについて明らかにした。その結果、①気にならない、②スティグマを感じ対処している（秘匿や切離し、距離化）、③バッシングへの怒り・諦めの3つの方法で対処していることが示唆された（松村2020, pp. 196-198）。この2つの研究は、当該の子どもにとって「生活保護を受給する」ということが、「子ども」と彼ら／彼女らが生きる「社会」との間でどのような緊張関係をもたらしているのかということを示唆している点で重要である。

1.3. 本章のまとめ

さて、本研究は生活保護制度に関する研究と子どもにとっての「貧困」に関する研究の交差点に位置づくことになる。

生活保護制度に関する研究では、その制度のあ

り方にのみ焦点が当たっており、例えば、「子ども」の視点に立つことの重要性が指摘されていたとしても、そこでは、主に、就学や進学といったライフイベントに照準が絞られたうえで、その際に不利や困難がどのように生じるかという点について指摘されてきた。また、生活保護を受給していることが人々の生活にどのような影響を与えているのかという点について明らかにしようとしている研究においては、大人にのみ焦点が当たっており、「子ども」に焦点を当てた研究はない。

一方で、子どもにとっての「貧困」に関する研究では、そもそも「生活保護を受給する」ということが子どもの生活を分析する際の主題になることはなかった。確かに生活保護制度との関連で、「子ども」の生活を分析している研究もあるが、そこでは生活保護制度をめぐって、当該の「子ども」と彼／彼女らが生きる「社会」との関係で生じる緊張関係が示唆されているだけで、「生活保護を受給する」ことで生じる出来事が当該の「子ども」にどのように経験されるのかという点にまで分析が及んでいるわけではない。

このような研究の関心や課題を踏まえることで、本論文において、貧困の中にある「子ども」の経験の中でも、とりわけ生活保護制度に着目するののかについての理由が明確になる。すなわち、第1に、生活保護制度に関する研究の中で、「子どもの貧困」という課題への社会的関心の中で人々の最後のセーフティネットである生活保護制度が「子ども」にとっては、どのような役割を果たしているのかという点について着目しようとする動向があること。第2に、子どもにとっての「貧困」に関する研究において「生活保護を受給する」ということが当該の「子ども」の生活を理解する際に、十分に扱われてこなかったということ。以上、2点が本論文において、貧困の中にある子どもの経験の中でも、とりわけ「生活保護を受給する」ということに焦点を当てる理由である。

2. 本研究の視座：大澤真平の「子どもの貧困の経験」という視点

本章では本研究がよって立つ視座を紹介する。

本研究は大澤（2017）によって提起された「子どもの貧困の経験」という視点に学びながら、調査及び分析を行うことにした。この「子どもの貧困の経験」という視点は、Ridge（2002=2010）によって提唱された「子ども中心アプローチ」のさらなる発展に寄与するために提示されたものである。この視点の核心部は、貧困の中にある「子ども」がその「経験のなかで、いかに適応の前提となる生活の評価や自己の評価を形成し現状を受け入れていくのか、そのことが選択肢や制約にどのようにつながっていくのか、といったことをまずは明らかにすること」（大澤 2017, p. 23）の必要性を提唱しているところである。このような視座が本研究にとって示唆的なのは、「子ども」の『いま—ここ』での生活にのみ焦点を当て、当該の「子ども／若者」の生活の実態を明らかにしようとする態度から距離を取ろうとしているところである。すなわち、この視座は、貧困の中にある「子ども」の『いま—ここ』の生活のあり方を『これから』の人生の中で捉えることの重要性をこそ指摘しているのである。

本研究も、この視座から「子ども」にとっての「生活保護を受給する」ことの経験へと迫ることにする。これまでの貧困の中にある「子ども」に関する研究は、大澤（2017）が指摘するところの「経験」という視点を導入してこなかったために、「生活保護を受給し」ていることを「貧しいこと」と同義にしか扱うことができなかったのではないだろうか³⁾。しかし、「子どもの貧困の経験」という視座に立つと、当該の「子ども／若者」の人生をより包括的、全体的に描き出すことが要請される。それがゆえに、この視座に立つことで、はじめて「生活保護を受給する」ということを当該の「子ども／若者」の「貧困」の「経験」を構成する要素の1つとして位置づけることができるのである。「生活保護を受給する」ということをこのように位置づけることで、生活保護制度を当該の「子ども／若者」の生活を分析する際の主題として扱うことが可能になる。

さて、本論文では、ある若年女性によって調査時点において回顧的に語られた、彼女の小学校時代から高校時代までの経験の語りを分析対象とし

ている。その意味で、子どもの『いま—ここ』、すなわち、子ども期における生活の実態、あるいはそのリアリティを明らかにしているとは言い難いように思われる。しかし、「子どもの貧困の経験」という視座に立つ場合、『これから』の人生という視点、すなわち、その後の人生において、子ども期における生活がどのように影響しているのかという視点も欠くことはできない。その意味で、例えば、分析する語りが調査時点において、自身の子ども期における回顧的な語りであることから、子ども期との間に時間的な隔たりがあったとしても、貧困の中にある「子どもの経験」に焦点を当てる本論文では、貧困の中にある「子ども」の子ども期における「生活」のあり方へのより豊かな理解への示唆を得られるのであれば、回顧的な語りも「子どもの貧困の経験」の解明に向けた分析対象としては十分に意義があるものと考ええる。

また、本研究では、たった1人の生活史で得られた語りのみを扱うが上記の「子どもの貧困の経験」という視点に立つのであれば、調査対象者の人数は問題とならない。このことは「子どもの貧困の経験」という視点が、Ridge (2002=2010) によって提唱された「子ども中心アプローチ」のさらなる発展に寄与するために提示されたものであることと関係する。大澤 (2017) は、このアプローチの意義について、「政策やウェルビーイングの実質的な在り方を検証する研究の方向性」(大澤 2017, p. 19) に求められるといい、このようなアプローチの真価を「現在進む子どもの貧困対策への反証や提言として大きな意義を持っている」(同上) としている。すなわち、「子ども中心

アプローチ」の系譜にある「子どもの貧困の経験」という視点に寄って立つのであれば、本研究の意義は、「政策やウェルビーイングの実質的な在り方を検証する研究の方向性」にこそ求められ、「現在進む子どもの貧困対策への反証や提言として」の意義があるからである。すなわち、本研究はたった1人の人生から生活保護制度への反証や提言、その前提にあった調査者／研究者側のフレームワークへの反証や提言を達成することができているかどうかにかこそ、その評価が求められることになる。

3. 調査方法

まず、本研究のインフォーマントであるユナさんと調査者との出会いについて紹介する。調査者とユナさんは、調査者が主催した子どもの貧困対策としての学習支援ボランティアに関するイベントで出会った。そのイベントに、当時高校生だったユナさんがボランティア経験者として参加していた。その後、調査者とユナさんは上記のイベントを介して数回会う中で親睦を深めていった。その間にユナさんから自身の幼少期のことを聞く機会があり、その人生経験からユナさんが調査者の研究テーマである「子どもの貧困」の当事者であることわかりユナさんが大学進学した際にインタビュー調査を依頼した。その後、現在まで合計6回のインタビューを行った(詳細は表1)。インタビューは事前にその回で調査者が聞こうとしていることを大まかに伝えたいうで行うという半構造化インタビューの形をとった。しかし、その回で調査者が聞こうとしていることよりも、そ

表1 ユナさんのインタビュー調査の経過

日時	インタビュー内容	インタビュー時間
2018年 4月 20日	・小学生の時の生活.	1時間 11分 53秒
2018年 7月 2日	・近況報告。(大学生生活など)	46分 46秒
2018年 9月 29日	・小学校から中学校への移行期の話. ・中学生の時の生活.	1時間 7分 49秒
2019年 2月 3日	・近況報告. ・高校生の時の生活.	1時間 16分 39秒
2020年 2月 14日	・近況報告。(大学除籍まで)	55分 27秒
2020年 12月 16日	・ユナさんの生活史年表(表2)の確認. ・近況報告.	1時間 16分 06秒

の時ユナさんが喫緊で悩んでいることや困っていること、憤慨していることなどがメインで語られることもあった。インタビューで語られたのは主に小学校期から高校期までのユナさんの経験とインタビュー時のユナさんの近況であった。

4. ユナさん（仮名）の生活史⁴⁾の分析

4.1. ユナさんの生活史の概要

ユナさんは3歳の頃に母子家庭となった。それを機に現在実家がある地域に引っ越してきた。ユナさんと母親はユナさんが小学2、3年生のころから生活保護を受給し始めたと推測される。ユナさん自身は小学2年生の時に母親によるユナさんへのネグレクトが疑われ一時的に祖母の家でも生活することになった。その後、母親との同居を再開するが小学3年生ごろから学校に行かなくなり、小学6年生になって別室登校をするようになる。学校に行かなくなった理由として小学2年生からクラスや学童でいじめられるようになったことが挙げられた。中学校入学時に一念発起し皆勤賞を目指す、中学校でもいじめに遭い学校に行かなくなる。その後、中学2年生から別室登校をすることになった。高校進学の際には、母親と同じ単位制の高校に進学した。高校時代は、週に2、3回の登校でよくなったことからアルバイトを掛け持ちするなどしてお金を稼ぐようになる。しかし、そのころ、ユナさんはまだ世帯内修学をしていたため、ユナさんのバイトの収入が生活保護受給要件の所得制限を優に超えてしまったことからユナさんの世帯の生活保護費が減らされていたことを知る。このことを契機にユナさんが自分の家の家計管理をするようになった。また、このころから母親の精神疾患が深刻化したことで、家に居づらくなり「夜の居場所」を求めてほぼ毎日深夜徘徊をするようになる。その中で、何度かレイプに遭い、援助交際という手段を知るようになってお金を稼ぐために援助交際を始めた。同時期に、「夜の居場所」を求めて始めた学習支援ボランティアをきっかけにさまざまな支援者に出会い、そのネットワークを活用して大学に進学する。

以上がユナさんの小学校時代から高校時代の生

活史で語られた内容の概要である。本論文では、ユナさんの生活史のうちで、とりわけ生活保護制度に関する出来事に着目して分析する。具体的には、ケースワーカーによる家庭訪問と生活保護費をめぐる〈やりくり〉に関する語りが分析対象となる。本論文では、あくまでインタビューで何が語られたかにも注目するが、それ以上に、その出来事がユナさんの生活史のなかでどのように意味づけられているかに着目して分析を行うことにした。

4.2. ケースワーカーによる家庭訪問に関する語り：ケースワーカーは家族の敵？

まず着目するのは、ケースワーカーによる家庭訪問に関する語りである。ケースワーカーについての語りは、小学校時代と中学校時代の語りの中にみられた。この両方の時期において、急いで確認しておかなければならないのは、ケースワーカーについて語られていた時期というのは、ユナさん自身は学校に行けておらず、学校教員による家庭訪問も同時に行われていたということである。というのも、この点は、後に指摘するようにユナさんにケースワーカーによる家庭訪問という出来事をそれのみでは語らせなかったことに関係するからである。本節において示唆されるのは、ケースワーカーによる家庭訪問という出来事がユナさんにとって母子間の関係を語る際の重要な語りの資源となっていたという点である。以下の語り①は、ユナさんの小学校時代に関する語りの一部である。

【語り①】

**：う～ん、うん、じゃあ、ずっとケアあ、ケース、ごめんなさい、ケースワーカーさんが、訪ねてくるか、学校の先生が訪ねてくるかだけやったってこと？

ユナ：そう。そのお往復しんどかった。

**：うん？

ユナ：その2つがね。その2つしかなかったけど、その2つが一番しんどかった。

**：どういう風にしんどいの？それ。子ども、

その、自分、当時。

ユナ：だって、・・・なんか、寝てたいのに、ドンドンドンドンずっとやってるし。

**：ああ～。

ユナ：ドンドンドンドンやってたら周りの住人からも、色々言われるしみたいな。

**：言われるんや

ユナ：そう。言われてる親見なあかんしい。言われてる親見てるからあ、しんどいのに、しんどくなってる親からもなんか言われるし。みたいな。

**：誰が？

ユナ：私が。

**：なんて？

ユナ：周りからも言われてんねんから、学校行きなさいみたいな。

**：ああ、そういうことか。ああ、そうそう。親ね。…その往復がつかったんや。

(Interview 2018/4/20)

語り①に垣間見えるのは、1つに、ケースワーカーによる家庭訪問がそれ自体としては語られていないという点である。それは、あくまで、他の支援者（あるいは、関係者）による「しんどい」家庭訪問の1つとして位置付けられている。もう1つに、ケースワーカーなどによるユナさんの家への家庭訪問という出来事は、当時のユナさんの「しんどさ」を助長する存在として意味づけられていることである。実は、この他のインタビュー場面でもユナさんは祖母や近隣住民、PTA 関係者などによる母親への虐待への疑い、ユナさんが学校に行っていないことに対する言及などといった「嫌疑のまなざし」が母親の精神状態を不安定なものにしていたと語っている。しかし、ここで着目したいのは、母親の「しんどさ」が、それを見ているユナさん自身の「しんどさ」につながるものとして語られているということである。この点は、次に着目する中学校時代に関する語りと比較すると重要な意味を持つてくる。そこで、次に、ユナさんの中学校時代におけるケースワーカーなどによる家庭訪問に関する語りを見てみよう（語り②）。

【語り②】

**：その間さ、前、前、小学校の時とかだったらさ、ケースワーカーさんが来てはったりとかしてたやん？

ユナ：うん。

**：そういうのはないの？

ユナ：来てた。

**：あ、来てたんや？

ユナ：めっちゃ来てた。

**：それは、どう、どんな感じやったん？

ユナ：ええ。もう、なんか、今まで通り、ドアたたいて、「いますか？」って。で、親子で居留守みたいな。（笑）

**：フフッ。へえ。それは、なんで居留守するん？

ユナ：なんか、基本、ワーカーさん来ても良いことないし。

**：ああ。

ユナ：会って喋ってもまったくいいことないし。

**：へえ。

ユナ：なんか、ただただ、疲れるだけやから。で、なんか、何しに来たってわけでも無く、

**：うん。

ユナ：様子見に来てるだけやから。今日は出んところって言って。

**：へえ。2人？

ユナ：で、2人で、居留守して（笑）、そのまま寝ちゃったりして。

(Interview 2018/9/29)

以上の語り②においてもまたケースワーカーによる家庭訪問は、基本的にはユナさん親子の「しんどさ」を助長する出来事として語られていることが垣間見える。しかし、それと同時に、語り②においては、その「しんどさ」を助長する存在としてのケースワーカーに対し「居留守」という手段を用いて少しばかり抵抗する存在としてのユナさん親子も語られている。この点については、語り①との比較でみると興味深い。語り①では、先に指摘した通り母親の「しんどさ」は、直接、自身の「しんどさ」につながるものであることから、

自らの「しんどさ」を語る資源としてケースワーカーなどによる家庭訪問という出来事が用いられている。それに対して、語り②ではケースワーカーの存在に抵抗する手段を手にした「私たち」(≒ユナさん親子)について語ることで、「私たち」のポジティブな親密性に関する語りを生成している。

以上、ユナさんにとってケースワーカーによる家庭訪問という出来事は一貫して自身の「しんどさ」を助長する存在として意味づけられていたことに間違いはないだろう。しかし、その出来事を通して語られた親子間の関係という点に注目すると、ユナさんは〈敵〉としてのケースワーカーを利用して親子間の親密性をより深いものと意味づけることに成功している可能性が示唆される⁵⁾。

4.3. 生活保護費の活用に関する語り：生活費の〈やりくり〉⁶⁾に関する語りに着目して

次に着目するのは、ユナさんの高校時代に関する語りである。そこでは、生活保護費に関する語りは、経済的困窮との関連によって語られた。ユナさんは、インタビューにおいて、その当時、ユナさんの家族の経済的柱になっていたのは自分自身だったと語っている。それは、ユナさんが家族の中で単に主な稼ぎ手として機能していたというだけでなく、生活保護費を含むユナさんの世帯の家計管理をユナさん自身がしていたということでもあった。以下の語りは、ユナさんが家計を管理するようになるまでの経緯を語ったものである(語り③)。

【語り③】

**: 収入認定の件、気づいてなかったのどれくらいなん？

ユナ：わりと早いですよ。あの、高校1年の、ほんとに、最初の方は、(家計の管理は、)母がやってたから知らなかったけど。

**: うん。

ユナ：それこそ、あの、梅雨とかから。

**: ああ、6月とか。

ユナ：なんか、なんかおかしいって思って。

**: うん。

ユナ：そう。なんか、めちゃくちゃ母親が切り詰めたみたいなの。そう。

**: 家計管理は、いつから、し始めたんですか？

ユナ：だいたい、その、夏ぐらいは、ま、色々あったんで。

**: うん。高1の？

ユナ：2人で、話し合いながら、そう。やって。秋ぐらいから、本格的にちょっと、管理しだして。私が、

**: ああ、じゃあ、収入認定の件、気づいて、ユナ：そう。

**: やばいよってなって。

ユナ：で、2人で。

**: 話し合いを、

ユナ：会議をし、

**: ああ。

ユナ：みたいな？

**: で、どうしたの？そっから、え、所得を、所得を減らしたの？自分の。それとも、自分の所得も込みで、やるようになったの？

ユナ：いや、バイトはやっぱめっちゃ減らして。

(Interview 2019/2/3)

以上の語り③からわかるのは、1つに、ユナさん自身が生活保護の受給要件に所得制限があることを知ったのは、支給金額が減額されていたことを母親を介して知った時だったということである。この出来事は、ユナさんの母親への不信感を一層募らせた。例えば、「そう。なんか、めちゃくちゃ母親が切り詰めたみたいなの。」という語りとその不信感の表明が垣間見える。さらに、興味深いのは、この不信感を抱いた先は母親だけでなく社会に対してもまた抱くようになったという点である。具体的には、所得制限があることを知ったことで、「その中(所得制限の中)で、収めるっていうか。もうなんか、働くのが、あほらしくなっちゃって。」(Interview 2019/2/3)という語りが挙げられる。この語りにみられる労働意

欲の喪失は、社会不信の1つでもある。ここでいう労働とは、単にお金を稼ぐということをしているのではなく、フォーマルな雇用制度の中で働き、給与を得るという意味における労働である。その後、ユナさんは、4.1. の概要で述べたように、所得制限を知ると同時に収入認定されないバイト、すなわち会社や企業に雇用されない労働（インフォーマルな労働）を探すことになる。最初は、収入認定されないバイトとして、地域の祭りの的屋で稼いでいたが、その後、援助交際という手段を知ってからは、それを稼ぎのメインにするようになった。その当時、多いときは、他の収入も合わせて、ひと月に16万円程度稼ぐこともあり、その一部は貯蓄に回したり、高校の教科書代などの教育費として使っていたとインタビューでは語っている。このようにして、ユナさんの社会不信は、ユナさんを「逸脱的な」労働へと誘うことになり、それがユナさんをさらなるリスクへと向き合わせるようになった。ここで再度、強調しておきたいのは、ユナさんの語りにおいて、援助交際という「逸脱的な」労働とその先にあったリスクへと自分が歩みだした原因が、母親を介して間接的に知った生活保護の受給要件である所得制限という1つの制度に求められているという点である。

次に見るのは、上記のようにして得た収入を用いた生活費の実際的な〈やりくり〉に関する語りである（語り④）。

【語り④】

*: え、お母さん気づかへん？その変化に、お金増えてるなあ。みたいな。

ユナ： いや、バイトしてるからあって言って、収入認定とか、

*: ああ。

ユナ： そういう、詳しい制度とか、母は、ノータッチだったんで。障害もひどかったし、バイトしてるからって言って、バイト行ってくるって言って、

*: 夜出かけてって、

ユナ： そう。

*: べらぼうに稼いでたと、

ユナ： うん。ま、でも、そう、友達の家遊びに行くとか、泊まりに行くとかめっちゃ行ってる。

*: うん。

ユナ： なんか、やし、その、教科書代？とかも、言わなかったんで、

*: ふうん。あ、じゃあ、ほんまに、お金の管理はユナさんがやってたみたいな感じなんや。

ユナ： そうです。

*: 自分に係るお金、に関しては、とりわけ、

ユナ： そうですね。

(Interview 2019/2/3)

語り④から読み解けるのは、ユナさんにとって母親は「騙すことのできる」存在になっていたということである。そのことは、ユナさんが母親のことを自分より家族の構成員として劣位に置いていたと解釈することができる⁷⁾。それは、ユナさんにとって、母親は経済的側面におけるユナさんのケアの対象となっていたということの意味している。例えば、語り④にある「そういう、詳しい制度とか、母は、ノータッチだったんで。」という語りは裏を返せば、「私自身は生活保護についての詳しいことはわかっているが、母親はわかっていない…」ということを意味していると解釈することができる。実際、ユナさんによれば母親はこの当時、すでに寝込んでおり身動きすら取れない状態にあったという。再度、語り③を見ると、ユナさんがユナさんの世帯の家計管理の主導権を握るまでに、親子会議が行われたという語りがある。その会議の詳細についてはインタビューでは語られなかったものの、語り④との関連でみるとその会議が自身の優位性に正当性を与えていたことが示唆される。以上から、ユナさんにとって、この当時、母親は自身が頼れる存在（≒ユナさんをケアする存在）ではなくなっていたのである。しかし、所得制限の認知による母親への不信感や労働意欲の喪失をきっかけに、家計の管理をするという行為を通して、親子間における自身の優位性を築いたことは、その後、「夜の居場所」を求めて深夜徘徊を始めたことなどとの関連で読み解

くと、ユナさんの孤独や孤立をさらに深いものにしたと解釈できる。

以上のようにして語られたユナさんの生活史は、生活保護制度に関する研究や貧困の中にある「子ども」に関する研究に対してどのような可能性をひらくのだろうか。

5. 考 察

本章では、第3章と第4章で分析したユナさんというたった1人の人生の語りを通して得られた知見を確認し、生活保護制度に関する研究や貧困の中にある「子ども」に関する研究に対してどのような可能性を示唆してくれるのかについて考察する。

5.1. ユナさんの生活史から得られた知見の確認

まず、ユナさんにとってケースワーカーによる家庭訪問という出来事はケースワーカーという存在“だけ”に付随する経験として意味づけられているわけではなかった。それは、あくまで家庭訪問をし、ユナさん親子の「しんどさ」を助長する他者の1人として経験されていたということである。そして、その出来事は、自身と母親の関係について語る際の資源として活用されていたということ。その上で、その出来事は、時にユナさん親子の「しんどさ」を語るための資源の1つとして、時にユナさん親子のポジティブな親密性の深さを語るための資源の1つとして活用されていた。いずれにせよ、ケースワーカーによる家庭訪問という出来事は、ユナさんにとって〈敵〉とも思しき他者による親子空間への介入という出来事であったことに間違いはなく、そのことは、ケースワーカーによる家庭訪問という出来事がユナさん親子の親密性を深めるものとして機能していたことを示唆する。

次に、高校時代の語りから得られた生活費の〈やりくり〉についての語りでは、そもそもユナさん世帯の世帯主であった母親はその役割をはたしていなかったという点が明らかになった。もう一度、確認しておくと、ここでいう生活費の〈や

りくり〉とは、生活保護費との関連で、自身の収入を調整すること（それは、ときにユナさん自身がユナさんの世帯の主な稼ぎ手となることを含む。）やユナさんの家族の家計をユナさん自身が管理すること（例えば、教育費を払うことや貯蓄をすることなどがあつた。）を意味している。そして、その〈やりくり〉をすることになった経緯や〈やりくり〉は、ユナさんに母親のことを家族の構成員として自分より劣位にある存在、言い換えれば、ケアする存在として意味づけることを可能にしていたという点が明らかになった。しかし、このことはユナさんの寄り道をなくし、ユナさんの孤独をさらに深いものにするように機能していたことを示唆する。

いうまでもなく、本調査の知見はたった1人の若者の生活史から得られた知見であることから、ここでの知見を「子どもの貧困」に関する知見として普遍化することや一般化することはできない。そこで、本章ではユナさんという若者の生活史が生活保護制度に関する研究や貧困の中にある「子ども」に関する研究に与える示唆について考えてみたい。

5.2. 生活保護制度に関する研究への示唆：よりよい生活保護制度を設計するために「子ども」の視点を活用する

これまで生活保護制度に関する研究では、同制度の設計に焦点を当てた研究が主なものだった。そこでは、同制度の設計に対して「子ども」の視点を導入することの重要性が指摘されてはいたが、実際に、「子ども」自身によって語られた「貧困の経験」に即して検討しているものはなかった。そこで、ここでは、本論文で明らかになった知見から今後の生活保護制度に関する研究において、どのような研究の可能性がひらかれるのかについて考察してみたい。

第1に、生活保護制度におけるケースワーカーの役割と、その実践のあり方に関する研究の展開に示唆するところがある。「ケースワーカー」とは、日本の生活保護制度において、実際の運用を行うにあたって、受託を受けた福祉事務所で現業（実際の業務）を行う所員として配置される人々

のことである。先行研究で紹介した土(2006)は、その役割について「経済給付」と「指示指導」の2つがあると紹介している。その上で、この二面性が相矛盾する場面においては、被保護者とケースワーカーとが対等な関係を築くことを困難にすることを指摘する(土2006, p.24)。

さて、ユナさんのケースワーカーによる家庭訪問に関する語りでは、そのケースワーカーという存在は他の関係者による家庭訪問の1つとして埋没してしまうような存在としてしか語られていなかった。それだけでなく、ユナさんの語りにおいて、ケースワーカーという存在は、ときに自身の親子の〈敵〉という存在としても読み解けるような意味づけ方がなされていた。この語りからは、ケースワーカーの実践が思わぬ形で、当該の「世帯」の中にある「個人」にまで影響を与えているということが示唆される。その影響の与え方は、土(2006)によって指摘されるケースワークの「困難」を支持するような形で、世帯主である保護者にとってだけではなく、「子ども」にとっても現れることをユナさんの生活史は提示する。つまり、中学校時代に「居留守」によってケースワーカーをはじめとする家庭訪問する人々に抵抗したという語りには象徴されるような出来事——それは、ケースワーカーをはじめとするユナさん親子への家庭訪問をする人々に対してネガティブに意味づけられていたことを意味する語りである。——は、ケースワーカーの「指示指導」という役割が当該の親子にとってネガティブに意味づけられることで、ケースワーカーが本来の役割を果たせなくなる可能性を示唆しているということである。このような可能性がなぜ／どのように生じているのかという点をケースワーカーや世帯主である保護者といった「大人」の視点からだけではなく、「子ども」の視点からもつぶさに拾い上げていくことが、「ケースワーク」という実践のよりよいあり方を模索する上で重要である。

第2に、生活保護制度の実際の利用に関する研究に示唆するところがある。それは、生活保護費を家族の中で実際に活用しているのは、世帯主ではない可能性についてである。ユナさんが高校時代に自分の親子の生活費を〈やりくり〉していた

という語りは、たとえ、制度上では生活保護費を受け取っているのが、母親であったとしても実は世帯の中において、生活保護費を活用しているのは「子ども」自身であるという可能性を示唆している。これまでの生活保護制度に関する研究では、このような可能性を考慮することはできていなかったのではないだろうか。その理由としては、制度設計において、運用の原則が「世帯単位」であることが考えられる。そして、このような可能性を視野に入れることは、生活保護制度に関する説明責任は誰に“対して”生じているのかという点についてより詳細に議論することの重要性を喚起する。極端に言えば、「子ども」にもまた、生活保護制度についての説明責任があるのではないかということである⁸⁾。ユナさんは生活保護制度の受給要件に所得制限があることを、母親を介して間接的に知ったと語った。この点で再度、確認しておきたいのは、この母親を介して所得制限という生活保護の受給要件があることを知ったという出来事が、ユナさんの語りでは母親への不信任感、さらには労働意欲の喪失の契機として意味づけられていたという点である。生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などといった今日の日本の貧困対策において、その支援対象をその世帯の養育者だけでなく「子ども」にまで拡張していることは重要だと思われる⁹⁾。しかし、その支援内容は居場所づくりや学習支援といった2つの意味での「逃避先」——1つが現実のしんどさから、もう1つが現実の学力不足という課題を克服するという意味において——としての施策の重要性ばかりが目立っている。しかし、そもそも「子ども」自身が知らないうちに、組み込まれた、その制度についての「子ども」への説明責任を果たすことはどのようにして可能なか¹⁰⁾。ユナさんに、その説明が事前になかったがために、ユナさんが働くことに「あほらしさ」を覚え、援助交際という「逸脱的な」労働へと身を投げ入れ、さらなるリスクに出遭っていることを鑑みたとき、生活保護制度の実際の運用が、ユナさんの自尊心を損なう方向へと促した要因になっていたと見るができるのではないだろうか。

5.3. 子どもにとっての「貧困」に関する研究への示唆：貧困の経験の中に「生活保護」を位置づける

子どもにとっての「貧困」に関する研究では、生活保護制度は常に子どもの生活の背景に置かれ、分析対象として主題にあがることはなかった。例えば、生活保護制度との関連で当該の「子ども／若者」の「生活」を分析していたとしても、そこでは、子どもの生きる社会との関係の中での緊張関係が明らかにされているだけだった。本論文で得られた知見は、そうした子どもにとっての「貧困」に関する研究にも多くの示唆を与える。

第1に、貧困の世代的再生産／貧困の世代間継承に関する研究に対する示唆がある。例えば、ユナさんによって語られた「生活保護を受給する」ということに関連したさまざまな「経験」は今後のユナさんと生活保護制度との付き合い方へのどのような影響を及ぼすかということを当事者の視点から明らかにすることの重要性があげられる。これまで、貧困の世代的再生産／貧困の世代間継承という視点による貧困の中にある「子ども」に関する研究は、素朴な構造主義から抜け出せていなかったのではないだろうか。このような観点に基づく研究では、貧困の世代的再生産／貧困の世代間継承という現象を所与のものとして取り扱い、それがなぜ起きるのかという点を構造的に明らかにしてきた。もちろん、貧困という社会的状況は、その社会構造に起因する問題である。しかし、「子どもの貧困の経験」という視点が「子どもの貧困」に関する研究に導入されたからには、生活保護受給という指標に基づいた貧困の世代的再生産／貧困の世代間継承の研究も当事者の意味世界との関連の中でおこなわれる必要がある。具体的には、まず、子ども期に生活保護を受給していた人々が子ども期に生活保護をどのように経験しているか／していたかを明らかにする必要がある。そのうえで、例えば、ユナさんのようにその経験をネガティブなものとして意味づけていた人々が、それでもなお成人後も生活保護を受給しているのであれば、それはなぜなのかということや成人後に生活保護受給を拒否しているのであれば、それはなぜなのかという問題に向き合うことが求めら

れる。

第2に、貧困家族の子どもの労働に関する研究に対して示唆することがある。ユナさんが高校入学当初、バイトを掛け持ちし、その後、生活保護の受給要件である所得制限という1つの制度が援助交際などへの「労働」へと足を踏み入れさせたという語りは、気が付けば、ユナさんをユナさんの家の中心的な稼ぎ手とさせることで、ユナさんにある種の自立性や自主性をもたらしたともいえる。この点について、Ridge (2002=2010) は、貧困家庭にある子どもにとって、働くことの価値は「全体としてみれば、お金を得たり、お金がもたらす自立性や自主性を得たりすることはなにも代え難いものであった」(Ridge2002=2010, p. 103) という点を明らかにしたことを敷衍することで上記のような解釈が可能になる。しかし、ユナさんの生活史はこの点についてのさらなる検討を要請する。ユナさんがその後、幾多のリスクに出遭っている状況を見たとき、そこで見られた自立性や自主性は、常に「子ども」自身の孤立や孤独と背中合わせにあるという点を考慮する必要があるということである。

このように子どもにとっての「貧困の経験」の中に「生活保護を受給する」ということも要素に入れ検討していくことは、貧困の中にある「子ども」の生活や人生に関するより豊かな理解を促進することにつながるのである。

6. おわりに

本論文では、これまでの貧困の中にある「子ども」に関する研究において、当該の「子ども／若者」の生活史を理解する際に背景に置かれていた生活保護制度を「生きられた経験」として、当該の「子ども／若者」の生活史の分析の際の主題にすることで、どのような研究上の可能性がひらかれるのかについて検討を行った。その結果、生活保護制度は、単に制度のそれとして、「子ども」の生活の背景にあるのではなく、「子ども」にとってもまた、十分に生活保護制度は自分の日常の出来事を、そして、自分の人生の「経験」を構成する要素になっていることが明らかになった。

具体的には、「生活保護を受給する」ということが、時に、「子ども」にとっての親子関係を規定していたり、「子ども」自身の家族内での役割をも規定している可能性についてである。このようにして「子ども」が生活保護制度とどのように付き合っているかをつぶさに見ていくことは、単に「子ども」の生活の実態の解明だけではなく、生活保護受給世帯が経験する不利や困難の様相を、世帯のなかも含めて全体的に捉えることにつながるのである¹¹⁾。

【謝辞】 本研究につきまして、インタビュー調査から語りの掲載まで快く引き受けていただいたユナさん（仮称）に厚く御礼申し上げます。また、論文執筆の際に本学の文学研究科の丸山里美先生をはじめ、文学研究科・社会学研究室の院生のみなさまや、筆者が所属するゼミのみなさまからも大変ご貴重なご助言を受け賜りました。この場を借りて、心より感謝申し上げます。

注

- 1) 本論文では、生活保護を受給／利用している世帯のことを文脈に応じて、「生活保護受給世帯／被保護世帯／生活保護世帯」の3つで表現するが、この使い分けに関しては特別な意味があるわけではないことを先に断っておく。
- 2) 例えば、「ひとり親であること」については、山崎（1993）や志田（2015）などが「子ども」の視点からそれがどのように経験されているかについて論じられている。
- 3) しかし、湯浅（2008）、大沢（2013）などによって指摘されているように、日本の生活保護制度の捕捉率の数値が15%～20%であることを鑑みたととき、実際には生活保護を受給している人々は、貧困の中にある人々の一部なのである。
- 4) ちなみに、本論文で扱うユナさんの生活史については、本人が特定されないように研究の趣旨を損ねない範囲で一部加工している。
- 5) この点については、母親の精神状態の変化やユナさんの発達段階に影響された語りの変化という可能性があることは一考の余地がある。しかし、それがなぜ、ケースワーカーによる家庭訪問という出来事を介して語られたのかという点に着目すると本文中の解釈にも妥当性がある。
- 6) ここでいう〈やりくり〉は、Lister（2004＝2011）の議論に依拠している。Lister（2004＝2011）は、貧困の状態にある人々の戦略的な主体的行為（エージェンシー）に着目し、それを、一方は、「広い理解での個人の暮らしぶり」

（Lister2004＝2011, p. 188）に焦点を当てるのに対し、もう一方では、「抵抗ないし幅広い変化を実現しようとする試み」（同上, p. 189）に分類した。その中で〈やりくり〉は、「日常的で個人的な領域」に入るエージェンシーのことを指している。Lister（2004＝2011）は、〈やりくり〉のことを「最低限のところでは、人はなんとか生活を切り盛りし、あれこれをつなぎあわせ、ないものはないで我慢する積極的なプロセスである」（同上, p. 193）とした。具体的には、「子どもが役割を担うことも多く、例えば、アルバイトをしたり、ほしいものを自分でがまんしたり控えめにする」（同上）ことを挙げている。

- 7) もちろん、ユナさんの母親がわざと騙されていた（≒ユナさんは母親の手の上で転がされていた）と読み解くことも可能だが、本研究においてはあくまでユナさんの意味世界に着目しているので、本文中の解釈が妥当であろう。
- 8) この点については、小西（2003）や松村（2020）らの調査でも指摘されているような、「生活保護を受給する」ということに伴う当該の人々が感じるスティグマとの関連や「児童の権利に関する条約」（第12条）において規定される児童の年齢及び成熟度に応じた対応のあり方を考慮しながら議論するべきことは言うまでもない。
- 9) 具体的には、学習支援や居場所づくりがその制度の中に位置付けられていることが挙げられる。
- 10) この点について、柏木（2015）はケースワーカーに焦点を当てたマンガの一部で、生活保護受給世帯にいる高校生の欣也が担当課に申告せずにアルバイトをしていたことから、その一家が不正受給とみなされてしまったエピソードを描いている。担当ケースワーカーが当該の家族に対して、申告していなかったアルバイト代と同額の生活保護費の返還が求める場面で欣也が絶望し、自身のアルバイト代で購入したギターやCDをかなぐり捨てて「結局——バカは何もするなと！！バカは夢見んじゃねえと！！バカで！！貧乏な人間は！！」（柏木, 2015, pp. 172-173）という捨て台詞を吐く場面がある。この物語は、あくまでフィクションである。それでも、ユナさんの語りと照らし合わせたとき一定のリアリティをここに垣間見ることができる。すなわち、「子ども」という主体へのアカウンタビリティが果たされていなかった場合に「子ども」が持つかもしれない社会への不信感や絶望感は大人では計り知れないものがあるはずであるということだ。
- 11) このような視点は、最近の日本の貧困研究で注目されている「世帯の中に隠れた貧困」という状態への着目とも関心を同じくしている。具体的には、丸山（2017, 2020）などが、その代表的な研究として挙げられる。

引用・参考文献

阿部彩（2008）『子どもの貧困：日本の不公平を考え

- る』(岩波新書 新赤版 1157), 岩波書店.
- 阿部彩 (2014) 『子どもの貧困Ⅱ: 解決策を考える』(岩波新書 新赤版 1467), 岩波書店.
- 青木紀 (2003) 「序章 貧困の世代的再生産の視点」青木紀編『現代日本の「見えない」貧困: 生活保護受給母子世帯の現実』(明石ライブラリー 52), 明石書店, pp. 11-83.
- 知念渉 (2018) 『〈ヤンチャな子ら〉のエスノグラフィー: ヤンキーの生活世界を描き出す』, 青弓社.
- 林明子 (2016) 『生活保護世帯の子どものライフストーリー: 貧困の世代的再生産』, 勁草書房.
- 柏木ハルコ (2015) 『健康で文化的な最低限度の生活(2)』(ビッグコミック), 小学館.
- 小西祐馬 (2018) 「第2章 貧困と子ども」青木紀編『現代日本の「見えない」貧困: 生活保護受給母子世帯の現実』(明石ライブラリー 52), 明石書店, pp. 85-109.
- Lister, Ruth (2004) *Poverty*, Polity Press. (=松本伊智朗監訳・立木勝訳 (2011) 『貧困とはなにか: 概念・言説・ポリティクス』, 明石書店.)
- 牧園清子 (1999) 『家族政策としての生活保護: 生活保護制度における世帯分離の研究』, 法律文化社.
- 松村智史 (2020) 「付論3 生活困窮世帯の子どもの生活保護バッシングとどのように向き合っているのか: ステイグマに着目して」『子どもの貧困対策としての学習支援によるケアとレジリエンス: 理論・政策・実証分析から』, 明石書店, pp. 192-208.
- 丸山里美 (2017) 「6 貧困把握の単位としての世帯・個人とジェンダー」松本伊智朗編『子どもの貧困』を問いなおす: 家族・ジェンダーの視点から』法律文化社, pp. 120-133.
- 丸山里美 (2020) 「【特集】世帯のなかに隠れた貧困: 女性の貧困をいかに捉えるか: 世帯内資源配分に関する研究にみる『世帯のなかに隠れた貧困』」法政大学大原社会問題研究所『大原社会問題研究所雑誌』739, pp. 8-21.
- 道中隆 (2016) 『貧困の世代間継承: 社会的不利益の連鎖を断つ 第2版』, 晃洋書房.
- 三宅雄大 (2017) 「生活保護利用有子世帯の養育者による「自立」の解釈: 養育者の語りをとおして」日本社会福祉学会『社会福祉学』57 (4), pp. 14-27.
- 日本財団子どもの貧困対策チーム (2016) 『徹底調査 子供の貧困が日本を減らす: 社会的損失 40兆円の衝撃』(文春新書 1092), 文藝春秋.
- 西田芳正 (2012) 『排除する社会・排除に抗する学校』, 大阪大学出版会.
- 大沢真理 (2013) 『生活保障のガバナンス: ジェンダーとお金の流れで読み解く』, 有斐閣.
- 大澤真平 (2017) 「子どもの貧困の経験という視点」北海道大学大学院教育学研究院・教育福祉論研究グループ『教育福祉研究』(22), pp. 15-27.
- Ridge, Tess (2002) *Childhood poverty and social exclusion: from a child's perspective*, Policy Press. (=渡辺雅男監訳, 中村好孝・松田洋介訳 (2010) 『子どもの貧困と社会的排除』, 桜井書店.)
- 志田未来 (2015) 「子どもが語るひとり親家庭: 『承認』をめぐる語りに着目して」『教育社会学研究』96 (0), pp. 303-323.
- 副田義也 ([1995] 2014) 『生活保護制度の社会史 増補版』, 東京大学出版会.
- 土敏夫 (2006) 「生活保護を受ける子どもの視点に立った生活保護制度の再構築: 『貧困の再生産の防止』をキーワードに」龍谷大学大学院法学研究編集委員会『龍谷大学大学院法学研究』(8), pp. 1-25.
- 山口道昭 (2020) 「大学無償化制度と生活保護」『自治総研』46 (501), 公益財団法人 地方自治総合研究所, pp. 45-70.
- 山野良一 (2008) 『子どもの最貧国・日本: 学力・心身・社会におよぶ諸影響』(光文社新書 367), 光文社.
- 山崎鎮親 (1993) 「2章 家族の子育て・教育ストラテジー: 生活困難層の親の願いと苦悩」久富善之編『豊かさの底辺に生きる: 学校システムと弱者の再生産』, 青木書店, pp. 63-105.
- 湯浅誠 (2008) 『反貧困: 「すべり台社会」からの脱出』(岩波新書 1124), 岩波書店.

The Experience of Recipients of Public Assistance for Children : Based on A Life History of a Young Women who Grew up in Households on Welfare

Atsushi NAGASAWA

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary The aim of this paper is to examine how children experience receiving public assistance in Japan. The study analyzed a life history narratives by a young woman who had been raised in a family receiving welfare from the perspective of “children’s experience of poverty.” In the study, it, principally, focused on two events relate to receiving public assistance : 1) Home visit by caseworkers, 2) the use of welfare benefits in household. From the analysis of the narratives regarding the first event, the study found that for the informant, as a child, home visits by the caseworker was not very different from home visits by others. At the same time, the informant had seen caseworker as an “enemy” who disrupted her family relations. Regarding of the analysis of the second event narratives, the study demonstrated that children, herself manages the family budget on behalf of her parent. This practice enhanced her independence in her meaning world, but it also led to her social isolation in real world. Thus, the study suggested the importance of considering children’s experience of receiving welfare as a significant part of “children’s experience of poverty” in order to deepen the understandings of reality of children in poverty in the study of child poverty.